

令和7年度所得別年間国民健康保険料額の目安表

料率等	医療分	後期分	介護分	備 考
所得割	6.24%	2.11%	2.12%	被保険者の前年の総所得金額等に賦課される。
均等割	25,744円	8,887円	10,123円	被保険者一人あたりに賦課される。
平等割	23,575円	8,138円	6,899円	一世帯あたりに賦課される。
限度額	660,000円	260,000円	170,000円	年間の保険料計算で保険料の最高限度額

(注1) 前 年 所得金額	年 間 保 険 料 額 (単位:円)					給与収入 の目安 (単位:円)	年金収入 の目安 (単位:円)
被保険者数	1人	2人	3人	4人	5人		
0～43万円	24,900	38,300	48,700	59,100	69,400	98万円以下	103万円以下
500,000円	48,800	71,200	88,500	105,900	123,200	1,050,000	1,100,000
1,000,000円	142,900	123,500	140,900	158,200	175,600	1,550,000	1,700,000
1,500,000円	195,300	214,400	242,100	210,600	227,900	2,300,000	2,400,000
2,000,000円	247,600	292,400	294,400	322,100	349,800	3,000,000	3,000,000
2,500,000円	300,000	344,700	379,300	374,500	402,200	3,700,000	3,700,000
3,000,000円	352,300	397,100	431,700	466,400	454,500	4,300,000	4,300,000
3,500,000円	404,700	449,400	484,000	518,700	553,300	4,900,000	4,900,000
4,000,000円	457,000	501,800	536,400	571,100	605,700	5,500,000	5,500,000
4,500,000円	509,400	554,100	588,700	623,400	658,000	6,200,000	6,100,000
(注2) 5,000,000円	561,700	606,500	641,100	675,800	710,400	6,800,000	6,700,000

(注1) 会社都合等(非自発的失業)による退職の場合、給与所得金額を30%にして保険料を計算する特例があります。

(注2) 500万円を超える所得については、スペースの制約のため省略しています。

【表の見方】

- 1 保険料額は、被保険者数2人目までは介護第2号被保険者該当(40歳～64歳)として計算しています(3人目以降は介護第2号被保険者非該当として計算)。
- 2 「前年所得金額」は、世帯内で所得がある被保険者が1人であることを前提としています。
- 3 軽減賦課(均等割、平等割の軽減)についても考慮しています。
- 4 収入の目安について、年金収入の場合は、65歳未満の公的年金控除を適用しています。

年間保険料は、世帯主とその世帯に属する被保険者等の前年中の総所得金額等で決定します。
また、擬制世帯主(国民健康保険の被保険者でない世帯主)の場合、擬制世帯主の所得は保険料の算定には含まれません。ただし、軽減判定の算定には含まれます。

お問合せ先
国保年金課国保保険料係
電話 (046)225-2123(直通)